

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

玉名市長

## 公表日

令和5年2月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護の規定により、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助を行う。 ※支給の際、公金受取口座を活用する。
③システムの名称	総合福祉システム(生活保護)、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 2. 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二(第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項)9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2及び第59条の3 2. 情報照会を行う根拠 番号法第19条第8号及び別表第二26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)附則第10条及び同法第8条の規定による改正後の生活保護法第34条第5項及び第6項並びに第80条の4第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部くらしサポート課
②所属長の役職名	くらしサポート課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0968-75-1222

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉部福祉事務所くらしサポート課	健康福祉部くらしサポート課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	清水 千尋	くらしサポート課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	健康福祉部福祉事務所くらしサポート課	総務部総務課	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第7号 別表第二の26の項	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	事後	
令和3年11月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年12月27日	②事務の概要	生活保護の規定により、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	生活保護の規定により、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ※支給の際、公金受取口座を活用する。	事前	
令和5年2月1日	①事務の名称	生活保護の適正な実施	生活保護事務	事後	
令和5年2月1日	②事務の概要	生活保護の規定により、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ※支給の際、公金受取口座を活用する。	生活保護の規定により、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の扶助を行う。 ※支給の際、公金受取口座を活用する。	事後	
令和5年2月1日	③システムの名称	総合福祉システム(生活保護)	総合福祉システム(生活保護)、医療保険者等向け中間サーバ	事前	
令和5年2月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 2. 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項	<p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二(第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>2. 情報照会を行う根拠 番号法第19条第8号及び別表第二26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号</p> <p>3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)附則第10条及び同法第8条の規定による改正後の生活保護法第34条第5項及び第6項並びに第80条の4第1項</p>	事前	